

北方学園PTA会則

—第1章— 名称及び事務局

第1条 本会は「北方学園PTA」（以下PTA）と称し、事務局を北方学園事務室内に置く。

—第2章— 会員

第2条 本会の会員は次の通りとする。
北方学園に在籍する児童生徒の保護者及び学校職員

—第3章— 目的及び事業

- 第3条 本会は次の目的をめざして活動する。
- 1 保護者と教師が協力して児童生徒の健全育成に努める。
 - 2 学校・家庭・社会における児童生徒の教育環境を整備する。
 - 3 保護者と教職員の資質の向上を図る。
- 第4条 本会は前項の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 児童生徒の学力及び体位・体力の向上と健康・安全の増進に関わる事業
 - 2 児童生徒の校外生活指導並びに非行・事故の防止及び安全対策に係る事業
 - 3 学校及び社会環境の整備に関わる事業
 - 4 その他本会の目的達成に必要な事項
- 第5条 本会は第3条の目的を達成するために必要な専門部を置く。
- 第6条 本会に、学級（学年）PTA委員会及び地区委員会を置く。

—第4章— 役員、任務、任期及び選出

- 第7条 本会は次の役員を置く。
- 1 総務部
会長（1名）
副会長（3名、但し 男性・女性がそれぞれ1名以上含まれるように選出する。）
監査（2名） 書記（1名） 会計（1名） 顧問（2名） 専門部長（4名）
 - 2 地区委員会（12名）
 - ① 南東部地区：板下・板上・二股・曾木・うそ越・北久保山・南久保山・藤の木（3名）
 - ② 中部地区1：川水流・東原（3名）
 - ③ 中部地区2：角田・笠下・足鍋（3名）
 - ④ 北西部地区：日平・槇峰・美々地・菅原・下鹿川・上鹿川・蔵田・上崎・駄小屋・早日渡・早中・早上・八峡・三ヶ村・滝下・椎畑（3名）
 - 3 学年部会（18名）
 - ① 学級委員長（各学年1名）
 - ② 学級副委員長（各学年1名）
 - ③ 学校職員代表（若干名）
- 第8条 役員の仕事は次の通りとする。
- 1 会長は、本会を代表して会務を処理し、諸会議を招集する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代行する。
 - 3 顧問は、必要に応じてPTA活動全体について意見具申を行う。
 - 4 書記は、会長の命を受け本会の事務を処理する。
 - 5 会計は、会長の名を受け本会の会計を処理する。
 - 6 監査は、本会の業務並びに会計を監査する。
 - 7 各専門部長は、各PTA専門部による活動の推進者となる。
- 第9条 役員の仕事及び選出の方法は次の通りとする。
- 1 役員の仕事は、その年の総会より翌年の総会までとする。ただし再任を妨げない。
 - 2 会長・副会長・専門部長・監査の選出は、別に定める役員選考規定により行う。
 - 3 地区委員は、各地区PTAにおいて選出する。ただし地区委員の人数構成は、別に定める役員選考規定により行う。
 - 4 顧問は、校長・前PTA会長をもって充てる。
 - 5 書記・会計は会長がこれを委嘱する。

- 6 P T A各専門部として、広報・学習部、育成指導部、環境整備部、保健体育部の4専門部を置く。
- 7 専門部員は、地区委員と学級委員により構成する。所属部は、地区委員は育成指導部、各学年の学級委員長は広報・学習部、副学級委員長は環境整備部（小2、小4、小5、中3）・保健体育部（小1、小3、小6、中1、中2）となる。
- 8 各専門部長は、1名の副部長を選任する。副部長は専門部長を補佐し、諸事由により部長不在の際はその職務を代行する。
- 9 学級委員長は、各学年に所属するP T A会員による互選により選出する。
- 10 学級委員長は、各学年におけるP T A活動を推進する。
- 11 学級委員長は、1名の副委員長を選任する。副委員長は学級委員長を補佐し、諸事由により委員長不在の際はその職務を代行する。
- 12 補欠就任者は前任者の残任期間とする。
- 13 役員に不測の事態が生じた場合、役員会でその後の対応について決定する。

—第5章— 会議及び各種委員会

第10条 会議はP T A総会・運営委員会・役員会・専門部会とし、会議の議決は出会者の過半数をもって決定する。

第11条 P T A総会

総会は、本会の最高の議決機関であって、原則として毎年度1回開催し、次の事項を協議する。ただし、三役（顧問、会長、副会長）が必要と認めるときは、臨時にこれを開催することができる。総会は、P T A会員数の過半数をもって成立する。（委任状を含む。）

- 1 会則の改正
- 2 予算及び事業計画の承認
- 3 会務及び決算の承認
- 4 その他学校の教育活動及びP T A活動に関する事案の審議

第12条 P T A運営委員会

P T A運営委員会は会長が招集し、会長、副会長、顧問、書記、会計、専門部長、各地区委員、学級委員長、学級副委員長を構成員とし、次の会務を処理する。

- 1 予算の審議
- 2 決算の審議
- 3 会則の改正及び変更の審議
- 4 P T A役員の推薦
- 5 総会に提出する報告書の検討
- 6 各部にて立案された事業計画の審議
- 7 その他会の運営に必要な事項

第13条 P T A役員会

P T A役員会は会長は、必要に応じてこれを開き、会長・副会長・書記・会計・顧問・専門部長を構成員として次の会務を処理する。

- 1 P T A活動全般に関する内容に関する計画立案・検討
- 2 役員総会の内容に関する協議
- 3 各部の事業計画に関する協議
- 4 県・市P T Aの活動に関する協議

第14条 地区委員会

地区委員会は、P T A会長の要請に応じて開催する。この会では、各地区の地区委員長及び地区委員を構成員として次の会務を処理する。

- 1 P T A活動への協力に関する協議
- 2 P T A地区懇談会に関する協議
- 3 その他P T A行事・地区行事に関する事項の協議

第15条 専門部会

専門部長は必要に応じてこれを開き、次の事項を協議する。

- 1 総会又は役員総会において委任された事項
- 2 運営委員会で協議すべき事項
- 3 各部の運営活動の調整

—第6章— 会計

第16条 本会の経費は下記の各項の収入による。

- 1 P T A会費（年額 一家庭当たり6, 000円）
- 2 学習支援費（年額 児童生徒一人当たり1, 800円）
- 3 その他P T A活動を通じた収益（P T Aバザー益金等）
- 4 寄付金
- 5 3、4の経費の執行については、役員会の審議を得て会長が決裁する。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

—第7章— 旅費

第18条 会員が本会を代表し、関係団体等の会合（県P T A大会等）に出会った場合は、車賃（往復のガソリン代及び高速代）及び日当（2, 000円）を支給する。

第19条 車賃等は、次のとおりとする。

金額	会合が行われる市町村	およその往復の距離
0円	延岡市内	
2, 000円	日向市まで	約60km
2, 000円	高千穂町・五ヶ瀬町まで	約120km
5, 000円	椎葉村・西都・児湯まで	約160km
7, 000円	宮崎市まで	約200km
9, 000円	都城市まで	約280km
10, 000円	串間市・小林市まで	約320km
11, 000円	えびの市まで	約360km

第20条 上記以外の車賃については、P T A役員会の同意を得て会長が決裁する。

—第8章— 役員手当

第21条 役員には、役員手当を支給する。

- 1 会長 … 10, 000円
- 2 副会長 … 5, 000円
- 3 専門部長 … 5, 000円
- 4 書記 … 5, 000円
- 5 会計 … 5, 000円

—第9章— 慶弔

第22条 北方学園職員の転任及び退職に係る銭別・花束は5, 000円とする。

第23条 会員及び学校関係者の死亡にかかわる弔慰金等は、以下のとおりとする。

- 1 会員及び学校職員の配偶者 … 3, 000円及び供花
- 2 会員の子 … 3, 000円及び供花
- 3 学校職員の父母 … 弔電
- 4 その他、会長が認める場合 … 3, 000円

—第8章— 附則

第24条 本会の会則は、総会において3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

第25条 この会則に定めるものの外、本会の運営に関して必要な事項は、運営委員会の審議を得て会長が定める。

第26条 本会則は、平成26年4月1日より実施する。

附則

- 1 平成29年12月15日 一部改正する。
- 2 平成30年4月22日 一部改正する。
- 3 平成31年4月21日 一部改正する。